

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンリオール議定書附属書に掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の確認について

輸入注意事項11第37号(11. 7. 21)

最終改正:平成31年4月19日付け・輸入注意事項2019第20号

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

なお、平成7年10月6日付け輸入注意事項7第57号(当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンリオール議定書附属書A、附属書B及び附属書Eに掲げる物質の輸入の確認については、平成11年7月21日限りで廃止します)。

記

1 提出書類

- (1) 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書(別紙様式第1) 2通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類原本及び写し 1通
なお、原本は、照合のうえ返却します。
- (3) 輸入される貨物が当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものであることを証する書類(別紙様式第2) 1通
- (4) 附属書A及び附属書Bに掲げる物質並びに附属書CのグループIIに属する物質については当該物質の船積地域が確認出来る書類 1通
- (5) 輸入の確認に当たり必要がある場合には、(1)から(4)までに掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。

2 提出先

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〔別紙様式第1〕

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 _____
 住 所 _____
 電話番号(担当者名) _____
 記名押印 _____
 又は署名 _____
 資 格 _____
 申請年月日 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

次の輸入しようとする貨物が当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものであることについて確認されたく申請します。

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	種類及び規格	数量	単価	原産地	金額
					船積地域及び船積港	
備考						

II その他

輸入しようとする物質について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの数量	1. 未使用のもの	
	2. 使用済みのもの	
	3. 再利用されるもの	
	4. 再生されたもの	
組成等商品の内容		
製造される物質名		
通関予定年月		
入港予定港		
製造業者	住所	
	氏名	
売渡先	住所	
	氏名	

- 上記のとおり確認する。なお、本確認書を税関に提示し確認を受けた後、その写しを、輸入通関の日の属する年の翌年3月31日までに確認担当課室宛て提出すること。
- 上記の事実を確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印
 資 格 _____
 記名押印 _____

(裏面)

※通関

税関申告番号及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月日び税関押印

(注) 当該申請に係る貨物は、確認された年の12月31日までに輸入されるものとする。

〔別紙様式第2〕

**当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンリオール
議定書附属書に掲げる物質の使用用途証明書**

経済産業大臣 殿

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住 所

印

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されることが確実であることを別紙
のとおり証明いたします。

備 考

- 1 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
- 2 別紙は、別紙1中に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別 紙

- 1 原料として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 3 使用に係る設備の機能及び構造
- 4 使用する特定物質等の種類及び使用予定年月
- 5 使用する特定物質等の入荷予定年月日、入荷数量及び入荷元
- 6 使用に係る反応生成物の種類ごとの数量及びその化学反応式
- 7 使用に係る反応の収率及び未反応の特定物質等がある場合には除害装置等により当該特定物資等を除害した除害率
- 8 原料として使用した特定物質等の数量及び未反応の特定物質等にあつてはその数量